

# 公立図書館の指定管理者制度について—2016（案）

2016年8月26日

公益社団法人日本図書館協会

## はじめに

2003年6月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入されてから13年が経過しました。日本図書館協会（以下「当協会」という。）では、この制度について調査研究を重ね、2005年、2008年、2010年の3回にわたって見解を表明してきました。このたび、これまでの3回の見解や近年の状況を踏まえ、この制度の持つ基本的な課題や新たな課題を整理し、改めて考え方を取りまとめました。

この制度の公立図書館への導入の判断は、各自治体の自主性に委ねるものですが、当協会は、我が国の今後の公立図書館の健全な発達を図る観点から、公立図書館の目的、役割・機能の基本を踏まえ、公立図書館への指定管理者制度の導入については、これまでの見解と同様に、基本的にないと考えます。そこで、これまでの経緯と現状における課題を整理し、公立図書館に求められている本来の望ましい姿を確認し、公立図書館に関心を持つ幅広い人々に対し、指定管理者制度の導入について慎重で丁寧な検討を行うための参考として提示します。

## 1 公立図書館のあるべき姿

### （1）公立図書館の役割

公立図書館は、住民が持っている基本的な権利や様々な欲求に応えるために地方公共団体が設置し運営する図書館であり、乳幼児から高齢者まで、住民すべての生涯にわたる自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に資することを目的とした教育機関です。また、公費によって維持される公の施設であり、住民はだれでも無料でこれを利用するすることができます。

公立図書館は、住民一人ひとりの資料要求に対する個別対応を基本とし、住民の公平な利用の観点からすべての住民に公平に基本的なサービスを保障することを目的としています。さらに、公立図書館は、住民の生活・職業・生存と精神的自由に深くかかわる機関であり、地方公共団体の責任において直接管理運営し、住民の権利である資料要求を保障していくことが重要であると考えます。

### （2）管理運営の基本

図書館法（以下「図法」という。）に基づいて設置する公立図書館は、教育委員会が管理する機関であり、図法に示されている図書館運営やサービスを行うことは、自治体の責務です。したがって、設置者が図書館の運営方針や事業計画を定め、図書館の運営について評価をします。また、図法に基づき告示されている「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）において公立図書館は、事業の継続性、安定性の基にサービスを計画し、適切な図書館評価を行い、改善を図りながら運営することが求められています。「ユネスコ公共図書館宣言 1994年」においても、公共図書館のサービスは、社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供されることや、利用に関する費用は無料としていることなどから、地方及び国の行政機関が責任を持つものとしています。このような基本的性格に照らせば、公立図書館は、地方公共団体が直接運営することが基本であり、本来、図書館の管理を他の者に行わせることは望ましいことではありません。



### **(3) 指定管理者制度の導入をめぐって**

指定管理者制度の適用は、地方自治法第244条の2第3項で「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」としており、住民への公立図書館のサービス向上を図る観点から適用か否かを判断するものです。公立図書館における指定管理者制度の導入をめぐっては、多様な意見がありますが、導入を推進する多くの自治体では、例えば、次のような理由をあげています。

「民間事業者等の創意工夫を活かし、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応することで、市民サービスの向上を図るとともに経費の削減がなされることを期待して、指定管理者制度を導入する。」このことで、開館時間の延長や開館日数の増加が行われ、図書館運営経費が節減される事例を見受けますが、一方で、経費や手間のかかるサービスや事業への取組みが十分ではないなど、責任の所在が明確とは言えない場合などがあり、公立図書館の目指すべき姿とは必ずしも思えない状況が見受けられ、継続的かつ安定的なサービスの維持向上に結びつくものとなっていないのが現状です。

## **3 指定管理者制度の課題**

### **(1) 制度上の課題**

#### **ア 指定期間の設定**

指定期間の設定は、地方自治法第244条の2第5項で「指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。」としており、おおむね3年から5年という指定期間の短さがあり、次回も引き続き指定管理者として指定されるとは限りません。したがって、指定管理者の職員の雇用期間も年毎に更新する有期雇用の場合が多く、経費節減が厳しく求められる状況において、安定した長期雇用が必ずしも保障されません。このため、短期的に職員が入れ替わることとなり、指定管理者の職員として、安定した身分を確立し、優れた人材を確保するための状況改善には課題があり、サービスの維持・向上を果たす上での職員の基層における影響が避けられません。

#### **イ 職員の研修機会**

図法は、第4条から第7条までと第13条で司書や専門的職員の配置について規定しています。司書に必要な資質・能力は、司書資格を取得した後、図書館の業務経験や研修及びその他の学習機会等による学習等を通じて、徐々に形成されていくものです。このため、図書館の設置者には、司書に資質・経験等に応じて継続的に研修に参加させ、知識・技術を向上させるように努めことが重要で、専門性と継続性を確保し、図書館奉仕を行うことが求められています。指定管理者における職員の研修機会については、一部の指定管理者を除いては、研修を企画運営する職員の人材不足や外部研修への予算、時間の確保が難しいなど、多くの課題を抱えている状況にあります。

#### **ウ 指定管理者側の経済的利益**

地方自治法第244条の2第8項で「利用料金制」が規定されていますが、指定管理者側の経済的利益の期待は、図法第17条において「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」としており、指定管理者側の事業収益が見込めず、経済的な利益を期待することは困難です。このため、人件費を抑えざるを得ない構造上の事情から不安定な雇用状況の中、厳しい条件の下での労働という社会的課題の側面とも関わるということがあります。公立図書館において公正で安定した管理運営を行い、サービスを維持・向上させていくことができる物的能力、人的能力を確保することは、地方自治体の責務であり、自らが直営で維持管理し、運営していくこと

が必要です。

## (2) 手続き上の課題

指定管理者の選定については、複数の候補団体の中から、公正かつ透明性を確保しつつ、住民や議会の理解や合意を得ながら行うことが必要です。しかしながら、地方公共団体が、特定の団体以外に図書館の指定管理を最も効率的かつ効果的に行うことができないと認める場合については、特定団体を選択することは法令上妨げられていません。指定管理者制度の導入に当たっては、議会の議決が必要であることは当然ながら、あらかじめ図書館協議会に諮ることや住民への十分な情報提供や説明を行うなど、必要な手続きを十分に行うことが不可欠です。本来図書館の運営を考えるに当たっては、住民のための望ましい図書館を住民とともに作り上げていくよう機運を醸成することが肝要であり、利用の主体である住民の意向を最大限尊重することが重要です。

## (3) 設置者側からの課題

### ア 企画立案への職員参加

図書館に関する政策立案や教育振興計画、子ども読書活動推進計画、図書館サービス計画などの立案に当たっては、現場の図書館員の参加が必要であり、また、図書館の評価を行うに当たっては、図書館サービスの専門的知識・経験や、図書館経営の力量を持つ者が行うことが必要です。指定管理者制度では、指定を受けた団体の職員が、これら企画立案へ参加できず、計画の趣旨が十分に伝わらない可能性があります。このように、政策決定と運営主体との間の分離により、図書館運営の維持発展が難しくなるおそれがあります。

### イ 指定管理者と地方公共団体との責任

公の施設の設置・管理において、通常有すべき安全性の確保等利用者への損害の賠償責任については、直営においては当然、指定管理者制度においても地方公共団体が負います。また、管理上の詳細事項については、両者の協議によると定めますが、責任分担にあいまいさが残ると、訴訟問題に発展する可能性があります。公立図書館は、乳幼児から高齢者、図書館の利用に障害のある利用者まで様々な利用者が数多く利用する公の施設であり、両者間で協定をあらかじめ詳細に締結しておくことが望まれますが、実際には諸状況に対処していくための運営上の課題も少なくありません。このほか、利用者からの窓口での苦情などについて、指定管理者がすぐに回答するのではなく、設置者に聞いてから回答することもあるため、円滑かつ迅速に対応ができるていない場合があります。

### ウ 運営内容の共有化

住民にとって図書館サービスを利用する上で、自治体内の各図書館サービスの質的均一性と継続性が重要です。そのためには、各図書館相互における運営内容の共有化を図り、緊密な連携が求められます。自治体内において、指定管理者の分離指定（中央館と分館、複数の分館）が行われた場合、意思疎通や調整上の舵取りの難しさが避けられないことや、次の指定がなかった場合にサービスの質的均一性や継続性を確保できるかが大きな課題となっています。

## (4) 利用者側からの課題

### ア 図書館サービス・事業

公立図書館は、利用者への資料提供を基本とし、求める資料についてはリクエストや相互貸借などの制度を活用し、きちんと応えることが大切です。また、住民からの様々な読書相談や資料要求に迅速かつ的確に対応することがレンタルサービスでは求められます。そのためには所蔵資料の把握はもちろん、その地域の事情に精通し、資料に関する専門的知識と経験の蓄積を持った司書が的確に対応し、要求に応えていく必要があります。指定管理者のような短期間の契約ではこのようなサービスを実現させることは大変難しいと考えます。必要となる資料の選書や保存、除籍等についても同様に、自治体職員の司書が長期的な視野に立ち、一貫した運営方針の基での取組みが肝要です。

#### **イ 地域の図書館の役割**

公立図書館は、様々な住民が社会に参加し社会を形成していく上で、住民の知る権利を保障し、必要な資料や情報を提供するという大切な役割を担っています。地域社会の発展をめざし、優れた図書館サービスを提供することが自治体の責務です。地域の事情から施設の複合化や集約化を効果的に構築したり、結果として集客や賑わいが生まれることは望ましいことと言えますが、集客や賑わいを求めることが第一の目的ではありません。図書館本来の機能の充実を踏まえてさらなるサービスや機能の拡充をめざすことが望れます。今後、公立図書館が地域との連携をますます進展させ、地域に根差した多様な活動を展開していくには、地方公共団体が直接運営することが重要であり、地域住民との協働や関連機関との連携などを通して、住民のための地域図書館として豊かに発展していくことが大切です。

#### **ウ 個人情報にかかる懸念**

個人情報の保護については、公務員の規定に加えて「図書館の自由に関する宣言」(1954年図書館大会採択、1979年日本図書館協会総会改訂)や、「図書館員の倫理綱領」(1980年日本図書館協会総会決議)などにおいて、利用者の秘密を守ることを明記しています。指定管理者が運営に加わる場合においても自治体職員と同様の義務は負うことになりますが、これまで指定管理者に起因する個人情報に関わる出来事が散見されており、利用者の立場からは、図書館の管理を他の者に行わせるため、個人情報にかかる懸念がないとは言えません。

### **4 導入の検討に当たっての留意事項**

#### **(1) 指定管理者制度を検討する観点**

当協会は、指定管理者制度について様々な指摘をしてきましたが、2007年に作成した「指定管理者制度を検討する観点—よりよい図書館経営のために(試行版)」において「2. 指定管理者制度を検討する場合のチェック項目」\*1について示しています。指定管理者制度を導入するかどうかの検討に当たっては、これらの項目についての検討が必要です。参考資料として文末に添付しましたので、参照ください。

#### **(2) 文部科学省の動向**

2008(平成20)年6月3日参議院文教科学委員会において文部科学大臣から、指定管理者制度について実態の把握状況と、その認識及び今後のるべき姿について、次のような答弁がありました。

「(略) 十七年度、少し古くなりますが、この社会教育調査によりますと、公立図書館への指定管理者制度の導入率というのはまだ一・八%なんですね。その最大の理由は、やっぱり今御指摘がございました、大体指定期間が短期であるために、五年ぐらいと聞いておりますが、長期的視野に立った運営とい

うものが図書館ということになじまないというか難しいということ、また職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなる、こういう問題が指摘されておるわけでございます。やっぱりなじまないということで一・八%なのかなというふうに私は受け止めております。そういった点からすれば、(中略)図書館に指定管理者制度を導入されるということであれば、先ほど言いましたような点について、しっかりとそういう懸念が起こらないようにしていただいた上で導入をしていただくということが大事なのではないかなというふうに考えております。」このように長期的な視野に立った運営が必要なことや、職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなるという問題があり図書館にはなじまないと判断で導入率が低いことなどを示し、懸念されている問題を払拭した上で判断することが重要であると述べています。

また、同日の同委員会における社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、「指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと」としました。

さらに、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示され、公立図書館サービスの向上を図り、図書館の機能を達成するために要望される基本的な諸条件や考え方、具体的な方策など公立図書館の中身を実現するための具体的な手立てが示されており、この基準を指針として、より良い見直しを図ることや、関係機関に働きかけることが肝要です。この基準における指定管理者制度導入の検討に当たっての留意事項としては、「図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書・司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。」との規定が示されています。

このほか、この基準の告知とともに公表された生涯学習政策局長通知（24文科生第57号平成24年12月19日）においても、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者制度を導入するに当たっては、「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日総行経第38号）も参考にしつつ、経費削減効果のみに着眼するのではなく、適切な指定期間の設定等に留意し、図書館の設置の目的の適切な達成を図ること。」との留意事項が示されています。

### （3）総務省の動向

総務省は、厳しい財政状況下において2015（平成27）年8月28日に「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」の中で指定管理者制度等の活用等行政サービスのアウトソーシング等の推進を示しています。この中でも「指定管理者制度の運用について」（総務省自治行政局長通知 同上）の内容を十分に踏まえて対応されたいとし、8つの留意点<sup>\*2</sup>を示しており、この制度の持つ課題に鑑み、公立図書館への指定管理者制度の導入の検討に当たっての留意事項ともなっています。この運用については、2011（平成23）年1月5日の片山総務大臣閣議後記者会見の概要において図書館の指定管理者制度導入に懸念を表明し、今日においてもこの制度の持つ課題や留意点が変わっていないことから、慎重に対応すべき旨を示唆していると考えます。

また、2015年11月の経済財政諮問会議の「経済・財政一体改革の具体化・加速に向け地方行政の取組について」（2015年11月27日 高市議員提出資料）においてトップランナー方式導入における検討対象業務の図書館管理への指定管理者制度導入等に係る課題等が示され、地方交付税の基準財政需要額の

算定に反映する取組みを推進することとしています。単位費用に計上されている業務の課題等を検討し、可能なものから導入するものの中に、図書館管理も対象とされ、指定管理者制度導入等を業務改革の内容としています。このような指定管理者制度導入を前提とした地方交付税の算定には十分な注意が必要と考えます。必要な資料費を確保し、図書館協議会の設置、充実や活性化を図り、住民のための図書館評価を適切に行うなど、長期的視野に立ち、我が国の図書館の健全な発達を図るため、慎重で丁寧な検討や対応が望まれます。

## おわりに

当協会では、地域住民とともに図書館づくりを進めてきたこれまでの公立図書館の形成の歩みを踏まえ、現在においても公立図書館に指定管理者制度の導入は基本的にはじまないと考えを示しています。我が国の人ロ減少や高齢化の進行、厳しい財政状況下において、今後、公立図書館の健全な発達や図書館サービスの充実をどのように図り、図書館を運営していくかは、管理運営形態のいかんにかかわらず、大きな課題であり、地方公共団体による直営でも効果的、効率的な図書館経営への努力が求められることに変わりありません。公立図書館の望ましい姿を堅持するためには、司書の専門職制度の確立に向けて努力することが目指すべき方向性と考えます。

また、当協会では、指定管理者制度の公立図書館への導入の検討に当たっての根拠として、憲法、教育基本法、社会教育法、図書館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、図書館の設置及び運営上の望ましい基準等があるとともに、「図書館の自由に関する宣言」(1979年改訂)を決議し、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。」としています。当協会は、「公立図書館の任務と目標」(2004年改訂版、2009年増補)を策定し、公立図書館事業の基本に立ち戻って課題や問題点を確かめ、展望を見出すための参考・指針としています。

これからも、人々の暮らしに果たす図書館サービスの可能性をより豊かに実体化し、公立図書館の健全な発達を図るため、情報提供や意見表明などを引き続き行っていくよう努めて参ります。

## 参考

\* 1 「指定管理者制度を検討する視点－よりよい図書館経営のために（試行版）」（日本図書館協会政策企画委員会 2007）の「2. 指定管理者制度を検討する場合のチェック項目」

指定管理者制度を導入するかどうかの検討にあたっては、少なくとも以下の項目についての検討が必要である。

ア 指定管理者制度を導入した場合、図書館設置の目的を効果的に達成できるか

設置目的の明確化：使命・目的、目標が明示されているか

「効果的」の内容は、単に職員構成における司書の割合が増えるとか、開館時間や日数が増えるとかだけでなく、利用者の満足度が高まるようなサービスや運営が期待できるかどうかが重要なポイントとなる。

イ 教育機関としての機能を維持できるか

「専属の物的施設および人的施設を備え、かつ、管理者の管理の下に自らの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関」（文部省初等中等教育長回答「教育機関の解釈について」昭和32年6月11日）であり得るか。

ウ 図書館固有の業務形態を維持できるか

(ア) 連携・協力が十分に行えるか

- ・県立図書館と市町村立図書館及び市町村立図書館間の協力
- ・他県立図書館や国立国会図書館及び大学図書館や専門図書館等との協力
- ・同一自治体内の学校などの教育機関や、他の機関との連携協力
- ・ボランティアや友の会等の活動の継続

(イ) 事業の継続性が確保できるか

- ・一貫した方針の下に継続した蔵書構築
- ・専門的知識・技術の継続的蓄積を前提とした十分な資料・情報提供サービス

(ウ) 中立性・公平性が確保できるか

- ・読書や図書館利用に関する秘密の保護
- ・障害者サービス、多文化サービスなど図書館利用困難者へのサービス

(エ) 無料の原則は維持できるか

エ 制度上の問題

総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日）を参照すること。

(ア) 指定の手続き

- ・選定基準に盛り込まれることが望ましいとされる以下のことが遵守されているか
- ・住民の平等利用が確保されること
- ・事業計画の内容が、施設の効果を最大限に發揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること
- ・事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること

(イ) 業務範囲の限定

- ・館長業務以外の業務の管理代行の場合、偽装された請負契約や労働者派遣のおそれはないか
- ・地域館や分館などの管理代行の場合、図書館システムの構築や充実につながるか
- ・複合施設の場合、相乗効果が得られるか。施設ごとに管理者が異なった場合、不都合が生じないか

(ウ) 指定期間の設定

- ・図書館事業の安定性、継続性、発展性は確保できるか
- ・中長期のサービス計画の立案は可能か
- ・資料構築はできるか

(エ) 指定管理者となる団体の性格及び能力

- ・団体設立の使命が、図書館の使命を助長するものであるか
- ・図書館の専門性を維持・発展できる能力を持った職員を継続的に確保できるか

そのためには、職員の雇用形態等も含めて確認する必要があろう。

オ 設置者と管理者の関係

(ア) 責任の問題

- ・設置者は、指定管理者の管理運営を評価する能力を確保できるか
- ・利用者や住民の意見や要望がたらいまわしにされないか

(イ) 設置者と管理者の意思疎通は十分に行えるか

(ウ) 管理者が複数（例：中央図書館が直営で分館が指定管理者あるいは複数の分館が複数の指定管理者）になった場合、図書館システムとして統一した図書館運営に支障をきたさないか

カ 管理運営経費

- ・職員のモチベーションを維持できるに十分な運営経費が確保されているか。

職員のモチベーションを上げるために、安心して、腰を落ち着けて仕事ができるよう待遇することが必要と考えられる。そのために必要な経費の確保は欠かせない。

\* 2 「指定管理者制度の運用について」（平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号）

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすることとされている。この期間については、法令上具体的な定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的な事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。